

日金協発第 31-10 号  
平成 31 年 4 月 11 日

株式会社セブズ・トラスト  
代表取締役 駒江 義人 殿

日 本 貸 金 業 協 会  
会 長 今 井 三 夫

### 会員権の消滅について（通知）

貴社は、登録行政庁（三重県知事）より下記のとおり登録の取消し処分を受けました。  
これに伴い、貴社は同日付で定款第 9 条第 2 項第 2 号の規定により協会員たる資格を失いましたので、定款の施行に関する規則第 11 条第 2 項第 1 号の規定によりその旨を通知します。

#### 記

名 称	株式会社セブズ・トラスト
協会員番号	日本貸金業協会会員第 005730 号
登録番号	三重県知事(3)第 02006 号
登録年月日	平成 30 年 4 月 11 日
処分年月日	平成 31 年 4 月 9 日
処分の内容	登録の取消し
適用条文	貸金業法第 24 条の 6 の 6 第 1 項第 1 号

以上